

# 経営者のための生命保険講座 第15回

## 生命保険見直し術

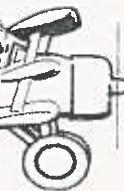
### 知っておきたい生保用語 「保険金受取時 編」

和歌山の保険金詐欺事件が毎日のように報道されています。ということで、今回は保険金受取時に関係する用語を説明します。

#### 用語

**高度障害保険金…** 死亡以外でも被保険者が以下のような状態になったときに支払われる死亡保険金と同一金額のおカネ。

- ①両目の視力を全く永久に失ったもの。
  - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。
  - ③両上肢とも手関節以上で失ったか機能を全く永久に失ったもの。
  - ④両下肢とも足関節以上で失ったか機能を全く永久に失ったもの。
  - ⑤中枢神経、精神の障害を残し、終身常に介護を要するもの。
- …など 以上に認定されると保険金が支払われ、保険が消滅する。



**入院給付金…** 入院特約を付加している場合、被保険者がケガや病気で入院、手術を受けた場合に支払われるおカネ。通常、入院5日目から支払われる。被保険者自身や、親族が受け取った場合は非課税。ただし、所得税の医療費控除を受ける際は給付金を医療費から差し引いて申告する。被保険者が入院特約をどれだけ加入しているかは、保険会社間のオンラインによって情報共有されている。入院給付金自当ての詐欺は発生しやすいため、保険会社は他社での加入状況をみて加入の可否を決定する。(ただし同時に複数の会社と契約すると加入できてしまう。)

**支払前調査…** 契約日から2年以内に死亡や入院などがあった場合は必ず、また詐欺などが疑われる場合は適宜、保険金等の支払前に調査に入る。契約日から2年内は保険会社は告知義務違反の解除権を有している。加入時に病気などがなかったかどうかを調査し、違反発覚の場合支払がされない。ただ最近裁判で、告知義務違反で2年内に死亡したが、加入時に保険会社が告知義務違反をすすめたケースで、その保険会社は保険金を支払うべきとの判決が下った。

**生前給付…** 特定の病気にかかったり、余命6ヶ月と診断された場合に、生きているうちに死亡保険金が受け取れること。「3大疾病保険」や「リビング・ニーズ特約」など。代理請求人を指定することもでき、受け取った保険金は非課税。死亡時に残額がある場合は相続財産となる。仮に生き延びたとしても保険金の回収はない。

**支払調書…** 死亡保険金、満期保険金、解約返戻金などが100万円を超える場合、年金は20万円を超える場合、保険会社は税務署に支払調書を提出する。保険金や年金を受け取っても税務署にはわからないだろうと思っている人も多いはずだが、しっかりと把握されているので注意!!。

保険は万が一の経済準備であり、賭博ではありません。本来の目的を逸脱して悪用されることは非常に悲しむべきことだと思います。また、保険はかけることが重要ではなく、いざというときに保険金を受け取れることが重要です。正に保険加入しましょう。



担当 渋木 洋子